

旭川市福祉有償運送ガイドライン

1 趣旨

福祉有償運送に関し、旭川市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）が実施する協議等について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

このガイドラインにおいて掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 福祉自動車 道路運送法施行規則第51条の3第8号に定める福祉自動車をいう。
- (2) セダン型自動車 福祉自動車以外のセダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）をいう。

3 協議

申請団体に対する協議は、運送団体要件確認表に従い、道路運送法等の関係法令に基づく関係書類等により行うものとし、旭川市福祉有償運送運営協議会の協議案件に係る事務処理等要領により確認等を行う。

4 協議対象団体

協議会は、次のいずれかの事項に該当する場合に協議を行うものとし、原則として団体が所有する福祉自動車が1台以上あるものとする。

- (1) 新たに団体が登録申請するとき。
- (2) 既に登録をしている団体で、自動車を増車するとき。
- (3) 団体が更新登録を申請するとき。
- (4) 団体が変更登録を申請するとき。
- (5) 団体が対価を変更するとき。
- (6) 団体に関する協議会での合意を解除するとき。

5 セダン型自動車の登録

セダン型自動車の増車に関する協議において、その必要性について適切な判断を行うため、申請団体からの説明のほか、必要に応じて資料の提出を求めることができる。

6 運行管理等の報告

協議会は、必要に応じて運送主体に対して運行管理等についての報告を求めることができる。

7 その他

このガイドラインに定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

このガイドラインは、平成19年10月15日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成20年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成28年12月12日から施行する。